

第5回千葉市景観総合審議会会議録

- 1 日 時： 平成26年6月26日（木）午後2時00分～午後4時00分
- 2 場 所： 千葉中央コミュニティセンター8階 「千鳥・海鷗」
- 3 出席者： （委員）
北原委員、田口委員、八木委員、大内委員、北山委員
中野委員、畔上委員、高本委員、藤代委員、高田委員
（事務局）
河野都市局長、谷津都市部長、長谷川都市景観デザイン室長
末永主査、小澤主任技師、武富主任技師、河村主任技師、長谷川技師

4 議 題

1. 開 会
2. 千葉市挨拶
3. 会長挨拶
4. 会議録署名人の指名
5. 議事
 - (1) 屋外広告部会について
 - (2) 千葉市屋外広告物条例の改正について
6. 報告
 - (1) 平成25年度 景観に関する事業について
 - (2) 平成25年度 屋外広告物に関する事業について
 - (3) 都市文化賞について
7. その他
8. 閉 会

5 会議経過

事務局： それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第5回千葉市景観総合審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、当審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めます都市計画課都市景観デザイン室長の長谷川でございます。どうぞよろしく申し上げます。

本日、ご出席いただいております委員は、14名中10名でございます。過半数に達しておりますので、千葉市景観総合審議会設置条例第5条第2項

により本審議会は成立しております。

また、千葉市景観総合審議会運営要領では、審議会は公開を原則としておりますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、開催に当たりまして、千葉市を代表いたしまして、都市局長の河野より、一言、皆様にご挨拶申し上げます。

河野都市局長： 都市局長の河野でございます。よろしくお願いたします。

まず、委員の皆様には、まことに忙しい中、審議会にお集まりいただきましたこと、お礼申し上げます。

また、当審議会に限らず、都市づくりの様々な面でご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、本日の主な議題は、屋外広告物条例の改正でございます。

屋外広告物条例は、これまでも良好な景観のまちづくりを進める上で、非常に重要な制度でございましたが、近年、プロジェクションマッピング等のように色々な表現方法が出てきており、また、単に広告ということではなく、まちのにぎわいのために実施する例もあり、こうした変化に対応していかなければならない状況になっております。

例えば、公共交通では、富山市のライトレールが有名でございます。停車場に質の高い広告を、企業の協力によって掲示することで、非常に快適な空間ができるとともに、その収益がライトレールを動かすために役立っているということで、まちづくりを考えていく上でも、広告は、様々な面で活用される状況になってきていると思います。

千葉市においても、再開発が進められている千葉駅周辺で、オープンカフェとともに、広告物も、今までは認められなかったものが、きちっとしたルールのもとであれば認められるという状況になっています。

やはり我々としても、こういう変化に対応する必要があると考えている一方で、こういう変化に対応しつつも、今まで守り育ててきた景観を生かし、より活力のあるまちにしていきたいと思っており、その時代に合った、よりよいものができる条例にしたいと考えております。

本日は、色々な分野の皆様にご集まっております。ぜひ、ご意見を出していただき、それをもとに、我々は新たな条例をまとめていきたいと思っております。

良いものができるように、ご支援、ご協力、ご指導いただきますよう、よろしくお願いたします。

事務局： 続きまして、委員の皆様をご紹介します。なお、紹介順と座席につきましては、お手元の委員名簿の順番となっておりますので、あらかじめご了承願います。

なお、委員名簿の役職につきましては、変更が生じた場合には、後日、事務局までご一報いただきますようお願い申し上げます。

それでは、ご紹介いたします。

千葉大学名誉教授、北原理雄委員でございます。

続きまして、多摩美術大学美術学部教授、田口敦子委員でございます。

続きまして、NPO法人景観デザイン支援機構、八木健一委員でございます。

続きまして、財団法人日本色彩研究所主任研究員、大内啓子委員でございます。

続きまして、千葉商工会議所常務理事、北山洋一委員でございます。

続きまして、千葉県屋外広告美術協同組合理事長、中野聖子委員でございます。

続きまして、社団法人千葉県建築士事務所協会副会長、畔上廣司委員でございます。

続きまして、千葉県警察千葉市警察部総務課長、高本哲雄委員でございます。

続きまして、公募による市民委員、藤代喜道委員でございます。

最後になります。公募による市民委員、高田茂委員でございます。

以上、出席者は10名でございます。

なお、千葉大学名誉教授 栗生明委員、工学院大学建築学部教授 野澤康委員、日本大学理工学部准教授 山崎誠子委員、NPO法人まちづくり千葉理事長 山本俊子委員は、本日、欠席でございます。

それでは、事務局の紹介をいたします。

まず初めに、千葉市都市局長の河野です。

続きまして、都市局都市部長の谷津です。

続きまして、都市計画課都市景観デザイン室主査の末永です。

同じく、担当の小澤です。

同じく、武富でございます。

同じく、河村でございます。

同じく、長谷川でございます。

以上、よろしく願いを申し上げます。

引き続きまして、ここで、本日の資料を確認させていただきます。

委員の皆様方には、事前に送付しております資料がございますが、本日、お持ちでない方、いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、資料を確認いたします。

事前に送付しております次第、委員名簿、それから本日の議事資料一式でございます。

そのほか、本日、机の上に、席次表と昨年度の都市文化賞のリーフレット、さらには、今年度の応募用紙等をお配りしております。

以上が本日の資料ですが、過不足等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

八木委員： 大したことではありませんが、委員名簿の私の役職が記載ありません。現在、監事をやっております。私だけ、役職がないという感じがしますので、記載をお願いします。

事務局： 恐れ入ります。修正いたします。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、北原会長にご挨拶をお願いいたしまして、引き続き、会議録署名人の指名、議事に進んでいただければと存じます。よろしくをお願いします。

北原会長： 皆さん、こんにちは。

天気が荒れておりますが、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

屋外広告物の部会を設置して、検討していただいていたのですが、その検討を踏まえて、事務局のほうで条例改正の中間の案をまとめていただきました。今日は、会員の皆さんから忌憚のないご意見をいただいて、それを踏まえて最終的な改正案にまとめていただけるということで、ご審議のほどをお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

次第の4番目、会議録署名人の指名ですが、会議録は会長と会長が指名する委員が署名することになっています。公平性を期すため、副会長を除いた輪番制で委員の皆さんに署名をお願いしております。名簿順でいくと、今回は北山委員の番になりますが、よろしいでしょうか。

北山委員： はい、わかりました。

北原会長： ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

会議録署名人は、北山委員を指名します。

それでは、議事に入ります。

なお、傍聴人の皆様は、お配りした傍聴要領をお読みいただき、審議の進行にご協力をよろしくお願いします。

それでは、次第の5番目の議事の1、屋外広告部会について、事務局から説明をお願いします。

事務局： はい。まず議事1、屋外広告部会についてでございます。

当部会は、平成24年11月21日の第3回景観総合審議会にて、事務局からの提案により設置をしていただいたものでございます。

その際に、屋外広告部会運営規程を定め、その2条にて、屋外広告部会の委員は、学識経験者のうちから景観総合審議会会長が指名し、6名以内の委員で組織するとなっております。

これを受けまして、現在、学識経験者の先生方より5名をご指名いただきまして、過去2回ほど屋外広告部会を開催しております。

屋外広告物行政の課題等につきましては、これまで様々な議論をしていただいたところでございます。

本日は、事務局より、一つ提案がございます。

スライドにありますように、現在の規程の第2条には「学識経験者のうちから」という言葉がありますが、今回、スライドの下のように、「学識経験のうちから」という言葉をなくし、より幅広く部会の委員に指名することができるようにするというものにしていただきたいと思います。

このことにつきましては、議事2でも説明いたしますが、現在、本市では、屋外広告物条例の改正を進めておまして、屋外広告物に関する課題を検討してきたところでございますが、屋外広告物行政の課題は多岐にわたり、複雑な検討が求められております。

そこで、事務局といたしましては、より広い視野でのご意見を賜りたいと思ひまして、今回、規程を改正していただくことを提案したいと思います。

どうぞ、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

北原会長： 説明、ありがとうございます。

事務局から提案がありました屋外広告部会の運営規程の変更について、ご質問がありましたら、よろしく申し上げます。

よろしいでしょうか。

屋外広告物の課題が、非常に広い範囲にわたっていて、広い視点で議論をする必要があるということですが、審議会としても、学識経験者だけでなく、より広い領域の委員の方にも、部会に参加していただいて議論できるようにしたいと思います。

事務局の提案につきまして、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

北原会長： ありがとうございます。

それでは、屋外広告部会の規程を、事務局原案どおり変更いたします。

そうすると、現在、委員が5名いらっしゃいますが、6名まで指名できることになっています。6人目を、学識経験者でない委員の方を指名してはどうかと思いますが、どなたかご推薦をいただけませんかでしょうか。

田口委員： はい。この審議会の委員であり、千葉県屋外広告美術協同組合の理事長でいらっしゃる中野さんをご推薦したいと思います。屋外広告については非常に幅広い知識をお持ちだと思いますので、よろしいかと思ひます。

北原会長： 田口委員から、中野委員の推薦がありました。皆さん、いかがでしょうか。

(拍手あり)

北原会長： ありがとうございます。皆さんから拍手いただきましたので、中野委員を屋外広告部会委員に指名したいと思います。

中野委員、よろしいでしょうか。

中野委員： はい。ありがとうございます。

北原会長： それでは、よろしく願いいたします。

事務局、議事の1は、これでよろしいですか。

事務局： はい。ありがとうございます。

なお、ここで、大変急でございますが、中野委員を新たにお迎えいたしまして、屋外広告部会を、本日、この審議会終了後に、隣の「若潮」で開催したいと考えております。部会委員の皆様、引き続きご出席賜りますよう、よろしく願いします。

北原会長： 早速、部会を開くということで、活発な議論をお願いします。

続いて、議事の2に進みます。

千葉県屋外広告物条例の改正についてです。改正する項目が幾つかあるということですので、質問は改正項目ごとに行いたいと思います。

それでは、まず、広告物景観形成地区の創設から、事務局、説明をお願いします。

事務局： それでは、議事2の千葉県屋外広告物条例の改正につきまして説明いたします。

全部で8つの項目を改正する予定でございますが、本日、時間の関係もございまして、8つの改正のうち、制度に大きく影響する3つの項目につきまして、詳しくご説明をいたします。

それぞれの案件につきまして、制度のあり方や方向性、細かな表現等に対し、ご意見をいただければ幸いです。

また、今後の条例改正に関わるスケジュールでは、本日の審議会の後に、広告部会を開催いたします。そして、この審議会と部会でのご意見を取りまとめまして、都市景観デザイン室及び本市の政策法務課等と検討を重ねまして、11月にもう一度、景観総合審議会を開催し、最終的な改正案を提示したいと考えております。

その後、平成27年2月に開催します第1回定例会、議会でございますけれども、こちらに上程いたしまして、平成27年4月1日に公布、周知期間を半年設けまして、10月1日に施行という予定を考えております。

本日は、条例改正をするにあたり、初期段階でご意見をいただきたいと思いまして、議事といたしました。先ほど申しましたように、最終案は11月となりますので、本日は、忌憚のないご意見を賜れば幸いと存じます。

それでは、本題に入ります。

まずは、1点目の広告物景観形成地区の創設でございます。

こちらは、十数年前から課題とされてきたことございまして、前回の平

成25年5月に行われました審議会においても、「地域が合意形成したルールに対応する許可基準」として説明を行ったものを、今回、さらに検討を加えたものでございます。

スライドの下にありますように、幕張新都心などの、地域の特性を生かした魅力ある景観の形成や維持・保全を図る地域において、その地区独自の屋外広告物に関する基準を設けることができるようにするものでございます。

具体的に申し上げます。

現在の本市の屋外広告物条例では、第1種地域から第3種地域が定められており、本市の全ての場所で、いずれかの地域に区分されております。今回の広告物景観形成地区は、これら現在の地域に上乘せする形で指定を行いまして、色彩や素材など、よりきめ細やかな基準を設けることができるようにするものでございます。

あくまでも上乘せでございますので、現在の地域区分の許可基準を遵守する必要があるため、この制度は「制限の強化」になります。ただし、単純に、現在の基準の数値を厳しくするだけではなく、現在の基準にない項目を許可基準とすることで、特徴的な魅力ある景観形成を図っていこうというものになります。

また、現在は、自家用広告物で一定規模以下のものは適用除外という扱いで、許可申請を不要としている場合がございますが、今回の広告物景観形成地区に指定した際には、この適用除外の規定を外しまして、原則として、地区内にある全ての屋外広告物が許可申請の対象となることとなります。

続きまして、次に、地区指定までの流れをご説明いたします。

実は、前回の審議会では、地域住民の多数の合意が図れれば指定できるという説明をしておりました。しかしながら、本市の政策法務課との協議の中で、罰則のある許可制度において、住民の意思のみで制限をかけることは公平性に欠ける危険性があるという判断が下されたため、現在の改正案では、都市計画決定等の法的な手続と同様のやり方を考えております。

と申しましても、住民の意思を無視することはできませんので、実際の指定の進め方といたしましては、住民の総意のもと、区域の設定や基準の作成を行ってまいります。

まずは、区域を判断します。その後、方針、基準等を住民と共同で作成し、地区の範囲や方針、基準等の公告を行います。そして、その後2週間の縦覧と、必要に応じまして公聴会を開催しまして、その後、景観総合審議会に諮問をいたします。

このような手順を踏みまして、広告物景観形成地区の指定となります。

以上が、広告物景観形成地区の創設の説明となります。

制度のあり方や方向性、その他、詳細な点について、ご意見を賜れば幸いです。よろしく申し上げます。

北原会長： どうもご苦労さまです。

広告物景観形成地区の創設について、事務局から説明していただきましたが、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

畔上委員： 今の指定までの流れなんですけど、住民の総意のもと区域を判断し、次に住民と協働で基準づくりということでございますが、この「住民」は、対象は現在どのような方々を対象にしておりますか。

北原会長： 事務局、お願いします。

事務局： 地区内の、全住民を想定しております。

畔上委員： 企業が入っている場合があるかと思いますが、企業は住民ではないという扱いですか。

事務局： 失礼しました。補足いたします。

その地区内にある企業を含めまして、個人のお住まいの方も住民と想定しております。要するに、地区内全ての住民及び企業というふうに解釈していただければと思います。

畔上委員： 地区内には、個人の住民だけでなく、そこに企業、さらに大きい企業体と小さな企業体も混在していると思います。こうした状況で、基準づくりを図っていく場合には、相当慎重にやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

北原会長： 最後のところはご意見ということで、大きな企業さんもいれば小さな企業さんもいて、発言力、声の大きさということもあると思いますが、公平性を保つように十分に配慮しながら基準作りを進めていただきたいということだと思います。他に意見はございますか。

高本委員： 2点ほどございます。1点は、住民の方が入ってくると、マンションなどの反対運動に利用されないかという心配があります。また、企業も入った場合、なかなか総意を取ることが難しいのかなという感じがします。

ですから、指定に関し、条件をつけておかないと、反対運動など、特定の思想や動きの中に利用されるおそれがあるのではないかと思います。

2番目に、事務局ではこの地区制度を設ける目的の一つに、「強制力」ということを書かれておりますけれども、他の地区では違反にならないものでも、この地区では違反になってしまう。こういう場合に、違反者への対応をどうするのかというのが、一つの大きな課題ではないかという感じがします。

北原会長： ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

事務局： ただいまご意見をいただきましたことを十分に踏まえまして、今後、11

月によりよいものを提案したいと存じます。

北原会長： ありがとうございます。

色々な事例が想定されるので、そこら辺を十分に踏まえて、実際に事例が出てきたとき、こんなはずじゃなかったとならないように、ご検討をお願いします。他にありますか。

八木委員： 2つ、確認と質問があります。

1つは範囲の指定です。地区の範囲は事前に審議会や何かの委員会が決めるのか、それとも行政で大体見当をつけるのですか。それから、区域によって内容が変わることもあり得るのかという質問です。

そうすると、住民の総意というのほどこまでを総意というのかということが問題となる場合があると思います。例えば、区域はいいけれど、中身は問題だとか、中身はこれでいいけれどもその区域を決めるに当たって反対が出るという、複雑な状況になる可能性もあると思うんですけれども、その辺はどういうお考えでしょうか。いわゆる、その総意というの、どの程度までを総意というのでしょうか。

北原会長： 事務局、2点お願いします。

事務局： 例えば、建築基準法の建築協定ですと100%合意、それから、地区計画には極力100%に近い形ということで、極力、住民の合意というの100%に近い形で持っていくのが理想だと考えております。

しかしながら、地区によっては、先ほど他の委員からもご質問ございましたように、様々な企業体、それから、個人の方も、様々な方がいらっしゃいますので、そういう地区では取りまとめは非常に厳しいとも思っております。

ただ、やはり住民の合意は必要であると思っておりますので、その辺は十分にバランス等を踏まえた上で、検討していきたいと考えております。

あと、先ほどの区域の指定の件でございますけれども、指定に関しての基準につきましては、ガイドラインを策定いたします。それを委員の方々にまたご審議いただきたいと思っております。

以上でございます。

北原会長： 確認ですが、内容については地区ごとに異なる、要するに、どこでも金太郎あめじゃなくて、その地区ごとの特性に合わせて基準を設定するというところでよろしいですね。

事務局： その通りです。例えば、景観地区や都市計画でいう地区計画等と同じで、地区ごとにこういう規制をしたいというのは様々だと思いますので、それによって規制の内容も変わってきます。

ですから、例えば「何とか地区広告物景観形成地区」というところでは、こういうものはいいいけれども、これはだめとなっている一方で、例えば「幕

張地区広告物景観形成地区」ということであれば、また規制の内容も全然違うという格好になってまいります。規制の内容については、その地区の住民の方と一緒に決めていくようになってきます。

北原会長： ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

畔上委員： このように理解したらよろしいんですかね。景観法を上位法とし、今回の場合、地区計画、それと関連して屋外広告物条例の改正が行われる。

そうすると、地区計画として考えた場合にどうなるのかなという部分をもうちょっと説明していただけるとありがたいです。

地区計画と、そこに住む住民のあり方、その部分をもう少し教えていただけるとありがたいです。

北原会長： 事務局、お願いします。

事務局： 都市計画でいう地区計画は、建物主体の規制内容になっていますが、今回は広告物です。極端なことを申し上げますと、規制の対象になるものが違います。一般的に地区計画では規制していない色彩等の意匠に関する項目が主となります。

畔上委員： 理解できました。地区計画とは異なる制度ということですね。先ほど、地区計画が出たものですから、どういう網掛けになるのかなと思ってしまいました。

北原会長： ありがとうございます。よろしいでしょうか。

地区計画という制度があって、今回、広告物景観形成地区という制度を新たに設けて、どちらが上位とかいうことではなくて、並列で、両方を抱き合わせで、利用することもできるけれども、片方だけ利用しても構わないということだと思えます。

畔上委員： わかりました。

北原会長： 他に。はい、大内委員。

大内委員： 一つ確認をさせていただきたいんですが、設置基準で、考えられる新たな項目に、色彩がありますが、光は対象となるのでしょうか。

事務局： 光につきましても基準に入れることは可能でございます。後ほど、その他の課題等でまたご説明しますけれども、光の強さとか、そういうものに関しまして、いろいろ、住民の方からもご意見等ございますので、その辺も加味した上で、よりよいものをつくっていきたいと考えております。

北原会長： どんどん技術が進歩していくと、新しい問題が生じてきて、そういう意味では、部会で頑張ってくださいというのが、私からのお願いです。

はい、田口委員。

田口委員： 皆様の質問とは少し違う視点となってしまうのですが。

先ほど会長がおっしゃったように、広告の規制は景観法を上位に置いてと

というような話ではないと思います。屋外広告物法がありますし、あくまで景観法と並列で運用されていかなければならないと思います。ただ、その屋外広告物法でできないことはいっぱいあるんですね。

実は、今出ております色彩とか素材とか形状とか、こういったものは通常、規制できないんです。それをこの広告物景観形成地区という限定した地域を指定して、独自の基準を設けて、固有の景観をつくっていかうということなんです。

それと、もう一つ。この広告物景観形成地区は、規制をさらに上乗せするという考え方ではないと思うんです。規制することも必要かと思いますが、むしろ、先ほど最初のご挨拶で局長がおっしゃったように、広告をどう景観の中で生かしていくかということを区域ごとで目指すのだと思うんです。

今回、住民の総意という点で、心配されておりますが、一方的な規制ではなく、活かすことも考えていきますので、住民の方も話し合い、穏やかに参加していただけるのではないかなと思っております。

北原会長： ありがとうございます。

屋外広告物はだめということではなくて、まちを魅力的にするためにどうすればいいかということに活用できる制度にしたいということだと思います。

住宅地のように落ちついた環境、景観を守りたい場所もあるし、商業地区のように活気を出し、時には原色のネオンが魅力的という地区もあるんだと思います。そういう点をどうしていくか。うまく活用できる制度にしたいと思います。他にありますか。

高本委員： 指定は、意見は聞くけれども、最終決定は市長がするんですよね、条例上での決定は。ですが、住民の意見を尊重しすぎてしまうと、議論の幅が大きく、色々な形が出てきて、どの地点で結論を出すのかというところで苦労するときはくると思いますが、最終的に、意思決定権は誰かということをはっきりと決めて、その決定は絶対的なものとしておくことが必要だと思います。

北原会長： ありがとうございます。

条例としては市、議会が議決してということになって、その後の運用に関しては、最終的な判断は市長。ただ、指定する過程で、住民の皆さんの意向を十分に反映してということだと思います。

ほかによろしいでしょうか。

藤代委員： 現在の条例ですと、窓の内側から強烈な、ど派手な広告を出したときには規制がかからないですよ。こういう場合には何かそういう、例えば指導とか何かが入る余地というのはあるんですか。

北原会長： 事務局、お願いします。

事務局： あくまでも、屋外の広告物に対しての規制でございますので、今おっしゃ

った内容については規制の対象外となります。

藤代委員： そうなると、ど派手な色彩の濃いやつでやっても、おとがめというか、規制にかからないということになりますよね。

事務局： 確におっしゃるとおり、屋外広告物条例は、「屋外」ですので、窓の内側の広告物は規制の対象外になります。これは、全国的に景観行政の間でも大きな課題になっていまして、景観法のほうで何とかならないかとか、あるいは、屋外広告物法を改正して対応できないかということで、国も含めまして、検討中でございます。ただ、現在は、屋外広告物法という名のとおり、屋内は手が出せないという状況でございます。

やるのであれば、ガイドライン等でのお願いというレベルにとどまってしまうという状況でございます。

藤代委員： 強制力というのはないですね。

事務局： 今はそうです。例えば幕張新都心でも、屋内の窓面広告のルールが、地域の自主ルールとしてございます。こちらは、あくまでも自主ルールですので、自ら制限してやっているものになります。現在、そういった手法でしかこういうものを制限することはできません。

北原会長： 今後の課題ということですが、こういった地区指定をするプロセスで十分に住民の皆さんが議論していく中で、自主ルールが有効性を持つような形になっていくといいなというふうに思います。

ほかによろしいでしょうか。

高田委員： こういう地区の広さは、大体どのぐらいと考えてますでしょうか。狭くてもいいのか、ある程度の広さが必要なのか、ある程度、決める必要があるんでしょうか。

北原会長： 事務局、いかがでしょうか。

事務局： 現在は、何ヘクタール以上とか、そういう基準は今のところありません。検討中ですが、広くなるほど対象となる住民や企業が増えますので、合意をとるのが非常に難しくなってくると思いますし、狭いと地区の指定する効果がないと思いますので、ある程度の広がりが必要かと思います。一般的には地区計画も同じですけども、大体、住宅地であれば自治会の範囲ですとか、商業地であれば商店街ですとか、ある程度まとまったブロック、街区の範囲とか、そういった形になってくるのかなと思います。

これにつきましても、最低規模といったことを決める必要があるのかどうかについて、部会でもご意見いただいて、検討していきたいと思います。

八木委員： 範囲の指定のときに悩ましい問題があって、例えば街区、何番地とか何町目とかという地名で範囲を決めると、道路の反対側が地区外になってしまうことになります。しかし、広告物は、道路側からの景観に影響するものだと

思いますので、今までの用途地域の線引きなんかと違った視点でやらないと、目指す景観とずれが出てくるおそれがあると思いますね。こういう点を、具体的に考えていく必要があるかと思います。

事務局： おっしゃるとおりです。例えば道路であれば、国道何号線の沿道何メートルとか、そこから見える範囲とか、今までの建物の規制とは別の設定というのは、当然、出てくることだと思います。その辺も議論いただいて、今後、検討していきたいと思います。

北原会長： ということで、部会のほうで議論をしていただくということと、あとは、何でもかんでも条件に盛り込めるわけではないので、整理してということだと思います。ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日いただいたご意見を、事務局で十分に咀嚼して、案を煮詰めていただきたいと思います。

続いて、2つ目の改正項目の、公共の福祉に資する広告物の規制緩和について、説明をお願いします。

事務局： 続きまして、2つ目の改正項目です。公共の福祉に資する広告物の規制緩和についてでございます。

こちらは、前回の審議会までは、「禁止物件への商用広告の掲出について」として説明していましたが、さらに検討を進めたものでございます。

前回までは、千葉市自身が広告料の収入を目的に商用広告を掲出するケースへの対応を検討してまいりましたが、昨年1年間で、それ以外にも対応しなければならないケースが発生いたしました。その多くは、まちのにぎわいの創出や地域活性化を目的としておりまして、その地域の商店や企業が中心となって、非営利の広告物を掲出するものでございます。

具体例としましては、近年話題となっておりますプロジェクションマッピング、さらには、モノレールの支柱への広告掲出、また、昨年の千葉市都市文化賞も受賞しました路面へのトリックアートなどが挙げられております。

このプロジェクションマッピングやトリックアートは、一見、広告物ではないと思われがちですが、屋外広告物法の定義に照らし合わせますと、こちらも屋外広告物に該当しまして、本市条例での制限の対象となっております。

こうした広告物につきましては、非営利であり、かつ、にぎわい創出や公共施設の維持管理費の捻出のためであれば、掲出を認めて積極的に活用してほしい旨の要望が関係各課より出されております。

しかしながら、こうした広告物の多くは許可基準を満たしていないため、掲出が難しくなっております。

プロジェクションマッピングは、壁面の全面を使用するため、屋外広告物

条例第7条で規定する、「広告物の表示面積は1壁面につき壁面面積の5分の1以下」という許可基準を超えてしまうものになります。

モノレールの支柱では、条例第3条にて、「広告物が掲出できない高架構造物」ということで禁止物件に指定されております。

さらには、トリックアートは、スライドの写真は、民有地の通路でございますので、条例違反とは言えないのですが、これが駅前広場などの道路とされている場所の路面に表示するということになりますと、条例第3条第2項で規定する禁止行為に該当します。

これらのように、現在の条例では、例えにぎわいづくりなどのように公共性の高い目的を有したとしても、違反となってしまう場合がございます。しかしながら、こうした非商業的であり、かつ、目的がにぎわいづくり等のように公共性の高いものである場合は、掲出を認めていく方針をとりたいと思っております。

条文といたしましては、次のように改正いたします。

現在の条文の第8条で、許可基準適用の特例という項目がございます。現在は、特例を受けるには第7条第2項第7号のみであり、これは大きさや高さなどの許可基準の適用を除外するものとなっております。それを、画面の下の改正案のように、第3条及び第7条の規定にかかわらず、第6条第1項の許可をすることができるものとします。

このことにより、第3条の禁止物件や第7条の許可基準に関係なく、許可をすることができるというものになります。

ただし、前提条件といたしまして、良好な景観形成や公衆への危害の防止ということを守るとは言うまでもございません。この点を守るためには、景観総合審議会の議を経ることが必要であることと、適用除外ではなく、許可申請が必要であるという制度にしたいと考えております。

そのほか、本制度の対象となる条件や審査基準となるような事項などを、ガイドラインとして定めていくことを考えております。本日は、ガイドラインにつきましては、まだまだ検討不足でございまして、具体的に説明することはできませんが、11月の審議会の際には、皆様にご提示したいと考えております。

説明は以上でございます。本制度の是非を含めまして、方向性等についてご意見を賜れば幸いです。よろしくお願いいたします。

北原会長： どうもご苦労さまでした。

公共の福祉に資する広告物の規制緩和についてご説明いただきましたが、ご質問、ご意見、よろしくお願いいたします。

大内委員： 改正案の(1)で、「公衆に対し危害を及ぼすおそれのないこと」とあり

ますが、この危害というのはどういうことを想定しているのでしょうか。

例えば、道路の路面にトリックアートの方法を使って、あたかも縁石があるような形を表現するという手法が最近とられる場合があるんですが、そのときに、段差があるものだと思ってつんのめるといような転倒事故というのが、お年寄りに出ております。

こういうふうには、これから起こるかもしれない危害をどう想定しており、どこまで範囲を広げていくのかとところを聞かせてください。

北原会長： 事務局、難しい質問ですけれども。

事務局： 非常に難しい質問でございます。確かに昨今、テレビでも路面へのトリックアートが取り上げられることがあり、それがやっぱり立体的に見えるんですね。そうしますと、今先生がおっしゃったように、錯覚を起こすということはございます。

また、外国の横断歩道では、子供がランドセルしょって歩いているように見えるトリックアートが描かれており、錯覚を起こさせて、運転者に注意を促すという試みがされていると聞いております。ただこうした場合も、逆に捉えますと、お年寄りとかお子さんが錯覚して大きな事故を誘発する場合もあるだろうと思しますので、他都市の事例などを研究しながら、検討してまいりたいと考えております。

北原会長： よろしいでしょうか。

八木委員： 今のことで気になったのは、許可をする場合に、事前にこういう絵ですよということを確認してから許可するのか、許可した後でないと、どんな絵が出てくるのかわからないというものになるのかお聞かせください。

事前にこういうものを描くということがはっきりわかれば、今みたいに、これは危険だという判断ができるかもしれません。

事務局： 許可申請は、内容も含めまして申請するわけですから、基本的には、事前に絵を見せていただくと考えておりますが、まだ検討足らずのところもございますので、秋までには決めたいと思います。

北山委員： 今、許可の話がありましたけれども、期間は定めるんでしょうか。1回許可をとったら一生なのんでしょうか。

北原会長： 事務局、お願いします。

事務局： 条例規則で許可期間を定めておりますので、期間を定めることとなります。ただし、今までに想定していなかった形態の広告物が出た場合に、既存のどの広告物の期間を適用されるのかという点が課題かと思えます。今後、様々なケースを想定し、どう対応するのか検討してまいりたいと思います。

北原会長： よろしいでしょうか。

北山委員： もう1点よろしいですか。

モノレールの支柱の話ですが、今、千葉駅の駅前に、ロッテ・マリーンズの広告がありますけれども、あれは現在どういう形で掲載されているのでしょうか。そして、今後はどのようなになるのでしょうか。

北原会長： 事務局、お願いいたします。

事務局： モノレールにつきましては、道路施設ということで、今、特例で認めております。後ほど説明いたしますけれども、国の都市再生特別措置法の特例により、認めているものでございます。

北原会長： よろしいでしょうか。

高本委員： さっき、民有地のペイントの事例が説明ありましたが、あれは道路交通法と、保険関係でいくと、公的な空間にとられますから、民地であっても人の通常の交通の用に供すれば道路とみなすものだと思います。みなし道路です。ですから、これは民有地といえども道路とみなしますから、現在でも条例違反にあたる可能性があります。この点もご検討されたらよろしいかと思います。

それから、先ほどお話にありました公衆に対して危害をとという点は、直接危害と間接危害の2種類あると思います。先ほどお話があったのは間接です。直接は、看板が落下するとか、そういう問題になります。

この内容はそんなに難しい話ではないと思いますが、気をつけなきゃいけないのは、今までなかったことを特例で認めると、それに追随する人が出てきますので、そういうときの対処をどうするか決める必要があります。

これは土木事務所の道路占用許可と連携して対応していった方がいいのかなと思います。

北原会長： どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましても検討課題、ご意見としていただいておりますので、事務局のほうで対応をお願いします。

続いて、それでは3番目の改正項目になりますが、管理者への資格要件の設定について、説明をお願いします。

事務局： 続きまして、管理者への資格要件の設定ということでございます。

近年、局地的なゲリラ豪雨や大雪、強風というように、異常気象が多発するようになっておりました、屋外広告物の倒壊、落下、破損等の事故が全国各地で報告されております。スライドにあるのは千葉市内でございますが、中央区とか稲毛区で実際にあった事例でございます。

このような状況を改善するためには、日常的な点検や適切な維持管理が重要となるものでございます。

そこで、改正の内容でございますが、現在の制度では、屋外広告物条例施

行規則第3条第2項において、管理者の条件が定められておりますが、その内容は、「措置命令を受けて速やかに対応できる者」となっておりまして、要するに、誰でも管理者になることができると読み取ることができます。

これを今回、「一定規模以上の広告物については、資格を有する者でなければ管理者になれない」というように定めたいというものでございます。

具体的に申し上げますと、高さ5メートルを超える、または、表示面積が10平方メートルを超える広告物について、屋外広告業の登録をした者、または、屋外広告士もしくは建築士といった専門的な知識を有する資格を持った者でなければ管理者になることができないということにしたいと考えております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。本制度の是非や、一定規模の数値、または、対象となる資格等、ご意見をいただければ幸いです。

よろしく申し上げます。

北原会長： ありがとうございます。

管理者への資格要件の設定について説明をしていただきましたが、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

中野委員： 高さ5メートルというのは、どこからきている数値ですか。例えば、工作物の確認申請は4メートル超えたものという基準だと思いますが。

今、業界でも、製作費を抑えるために、工作物確認申請の必要がないように出す看板がすごく多くなっております。今写真に写った看板も小さい看板ですね。

実は、大きいものは案外みんな管理がしっかりしているんですけども、むしろ小さいものが、私は危険なのではないかなと思っているのですが、その辺のところはいかがでしょうか。

北原会長： 事務局、お願いします。

事務局： まず、高さ5メートルという基準ですけれども、本市の屋外広告物条例において、独立広告物の適用除外となる基準が、高さ5メートルを超えないものとなっております。ということから、必然的に、許可申請が出てくるものが基本的には5メートル以上というところで、高さ5メートルというものを設定しました。表示面積10平方メートルも同様です。

ただ、張り紙とか、壁面広告で小さいものは、管理者はどなたでもいいというような考えを持っております。

あとは、小さいもののほうがむしろ危険ではというご指摘ですが、確かに今、写真でご提示したものは、いずれも適用除外となるような小さい広告物でございます。ただ、適用除外になるものに対して規制をかけることが非常に難しいです。どういう対応をしていくべきかというのが、課題になってい

るところでございます。

北原会長： 中野委員、よろしいですか。

八木委員： 今に関して質問ですけれども、高さっていうのは、その画面の高さですよ。要するに、支柱とかは関係ないという。

事務局： いいえ。広告物全体、支柱も含めた高さを想定しています。

八木委員： 支柱が5メートルあって、その上に1メートルぐらいの画面があっても対象になるということですか。

事務局： 対象になると想定しております。

八木委員： そうですか。じゃ、横長いやつはどうなりますか。

事務局： そちらは表示面積で対象になると考えております。様々なケースがございますので。

北原会長： よろしいでしょうか。

畔上委員： 恐らく、部会でお話があると思いますけれども、結局、この対象は、壁面、突出、屋上独立塔といった種類は問わないわけですよ。

この前、竜巻がありました。幹線道路沿いですと、チェーン店の看板が大変なことになってましたが、10メートルぐらいの高さがあるように思われました。よくよく調べると、建築確認申請の際に、どうもごまかして8メートルぐらいに抑えると、申請を出さなくていいようなことになっているんですね。

それに確認申請時にチェックが行き届かないのは、民間確認検査機関も入っていることも原因ではないかと思っておりますので、この指導も、今後、必要じゃないのかなと思えます。

実際にもう、事故起きています。幹線道路、結構多いですね。

北原会長： 大変重要なアドバイス、ありがとうございます。事務局のほう、よろしくご検討、お願いします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この件につきましても、大変重要なお意見いただきましたので、事務局、対応をお願いします。

これで3つ終わりましたが、あと5つ、改正項目がありますが、これは一括して説明をお願いします。

事務局： それでは、そのほか5つの項目につきまして、改正内容を説明いたします。こちらは、事務手続の改善や軽微な変更に当たるものですので、本日は簡単な説明に留めさせていただきたいと思えます。

まず、5つのうち1点目でございますが、手数料の納付方法についてでございます。現在、スライドの左側にありますように、申請手数料は収入証紙にて納付するようになっております。これを、今後は納付書を発行しまして、

手数料を振り込むという形式に変更するというものでございます。

従来は都市計画課に申請書を提出する前に銀行に行き、千葉市の収入証紙を購入するという流れがありましたが、この手間が省けまして、都市計画課だけで要件が済み、事務の効率化、簡素化が図れるというものでございます。

次の2点目でございますが、添付書類の明記についてです。実は、現在の条例には、申請の際に添付する書類が明記されておられません。こうした状況は余り好ましくないという上に、申請者にとって非常にわかりにくいというものになっておりますので、今回の改正を機に、添付書類を明記したいと考えております。具体的には、添付書類として、道路占用許可書の写し、工作物確認済証の写し、それから、土地建物所有者の承諾書となります。

次に、スライドの下側にございますが、様式の変更でございます。

端的に言えば、よりわかりやすい表記にした内容に改善するものでございます。例えば、広告物の設置許可書には、許可をした広告物の設置場所を明記するように考えております。

続きまして、条文の表現の変更についてでございます。現在の条例では、一部に少しわかりにくい表現や、本来の意図とは異なる表現がございますので、その点を修正するものでございます。

続きまして、工事現場にある仮囲いへの広告物を適用除外とするものでございます。ここ数年で、工事現場の周辺住民や歩行者への配慮から、仮囲い景観に配慮するようになりました。要するに、子供たちが絵を描いたり、写真を張ったり、そういう表示するケースが大変増えております。

しかもそれは、工事を発注した所管から推奨している場合がほとんどでございます。景観に配慮した図柄であることと非営利であることという条件を満たしたものは、適用除外とすることを考えております。

なお、仮囲いであったとしても、販売促進目的であったり、建設業者の宣伝文句であったりする場合は、従来の許可基準を適用しまして、仮囲いの面積の5分の1以下でなければ広告物を表示できないものとしてまいります。

以上が、屋外広告物条例の改正のその他5つの項目についての説明となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

北原会長： どうもご苦労さま。

5つの、4番目から8番目までの改正項目について説明をしていただきましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。いずれももっともだという気がいたしますので、よろしいですね。

(「はい」の声あり)

北原会長： それでは、改正項目についてご説明いただきました。最初の3点につつま

しては、委員の皆様からたくさんご意見をいただくことができましたので、事務局は、このご意見を受けて、よりよい制度になるよう、内容を精査してください。

それでは、以上で議事2の千葉市屋外広告物条例の改正についてを終わります。

続いて、次第の6番目、報告になります。平成25年度景観に関する業務について、事務局から説明をいただきますが、ここで、局長さんが退席されるみたいですね。

事務局： 申し訳ありません。都市局長は所用がございまして、ここで退席いたします。よろしくお願いいたします。

河野都市局長： 失礼いたします。よろしくお願いいたします。

事務局： それでは、続きまして、平成25年度景観に関する業務につきまして報告いたします。

本市では、平成23年8月より、景観法に基づく届出を開始しておりまして、一定規模を超える建築物の新築や改築、工作物の新築や改築、そして開発行為について、届出を義務づけております。平成25年度においては、届出件数が合計で59件となり、うち建築物46件、工作物12件、開発行為1件となっております。

また、委員の先生にも景観アドバイザーとしていろいろご尽力をいただいておりますけれども、景観アドバイザーへの相談件数が59件のうち20件となりました。これらの届出に対し、千葉市景観計画に記載している配慮指針に適合しているかなど、審査しまして、事業者に対し、よりよい景観形成に寄与するデザインとなるよう協議を行っているところでございます。

今後も、景観アドバイザーの先生方のお力をお借りしまして、景観計画に基づいて、魅力ある景観の形成に誘導するよう助言、指導等に努めてまいりたいと存じております。

以上でございます。

北原会長： どうもご苦労さまです。

景観法に基づく行為の届出について説明をしていただきましたが、ご質問、ご意見、ありましたらお願いします。

畔上委員： 今、届出対象行為の中で、外観の色彩の変更ということで、例えば、私はよく建築確認申請や都市計画法に倣ったいろいろな書類を出すことがございます。開発行為もございます。そうしたときに、この内容というのは、もう詰めてあるわけですね、実際に。

ただ、この「行為」は、基準法にかかわる行為に外観の色彩の変更というものを加えたと考えてよろしいのでしょうか。

景観法に基づく行為の届出の前には都市計画法とか建築基準法といった法律があるわけですね。

建築基準法と絡んだ届出がかかわってくるわけですね。恐れ入りますが、その辺のところをどういうふうに区分けて考えたらいいのかなと思うんですけども。

北原会長： 事務局、お願いします。

事務局： 景観法の行為の届出につきましては、景観法第16条に基づきまして届出を出していただくんですが、基本的には今おっしゃったように、建築確認とかもろもろあって、ほかの関係もございますので、基本的には建築確認の前、1カ月前には出していただくことになります。

畔上委員： わかりました。前もって協議するということですね。

事務局： そうです。

畔上委員： 了解しました。

北原会長： ほかにいかがでしょうか。

1点、確認ですが、25年度は59件で、うちアドバイザーにアドバイスしていただいたのが20件ということで、これらは大きな問題はなかったというふうに理解してよろしいですか。

これまで、大きな問題が生じたようなものについては、事例を写真入りでご報告していただいたりしていましたが、そういうのは25年度にはなかったということですね。

事務局： 25年度は、大きな問題はございませんでした。

北原会長： ありがとうございます。それは何よりです。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、報告の2番目、平成25年度屋外広告物にかかわる業務について、説明をお願いします。

事務局： 報告2でございます。平成25年度の屋外広告物に関する業務についてでございます。

昨年度の屋外広告物の設置許可の件数は、合計で464件でございます。うち新規195件、更新251件、改造18件でございます。また、業登録の件数は、87件ございまして、うち新規が55件、更新が32件ございました。

そのほか、違反広告物として除却したものは、昨年度合計で1万1,920枚ございました。屋外広告物は、条例の改正を検討しておりますが、広告物の技術等は日々進歩しております、まだまだ制度が追いついていけない状況がございます。

一方で、違反広告物が氾濫している状況には変わりございませんので、地

道に違反指導を行うとともに、屋外広告物条例等の制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

北原会長： ありがとうございます。

屋外広告物にかかわる業務について説明していただきましたが、ご質問、ご意見、ございますでしょうか。

中野委員： 除去のうちの立て看板というのは昔でいう捨て看板のようなものですか。

北原会長： 事務局、お願いします。

事務局： おっしゃるとおり、いわゆる捨て看板と呼ばれるものです。電柱等についている、木枠のものでございます。

中野委員： 私は看板をつくって御飯を食べさせていただいている業者として、非常に肩身の狭い気持ちで今日ここにいるんですけども、ただ私たち組合では、会員皆、屋外広告士なり、勉強しております、こういう違反広告物をつくっているところは、私たちが知る限りではありません。県外の業者に頼んだりとか、全くわけのわからないところで作成していると思います。

だから、看板というものに対して、屋外広告物と一言でおっしゃいますが、こういう会議をしているときに、私たちは人の役に立って、消費者の方に喜んでもらえるものが看板だと思っておりますので、看板というのがどういうものかということ、もう少しご理解いただけたらという思いがあります。

北原会長： ありがとうございます。

ほとんどの広告業者はまっとうに事業を行っているのだらうと思います。こうした一部の違反者のせいで広告業者や広告物自体が悪者扱いをされてしまうことはたしかに我慢できない状況かと思えます。

高本委員： こういう看板は、目的があって作って、設置しているんですけども、放置されているから悪くて、行政が違反として撤去しなきゃいけないんです。

中野委員： それを看板と言われると、私たち広告業者という分類にいる会社では全く作っていないんです。

高本委員： わかります。意味はわかりますが、人に迷惑がかからない形でやるということになると、本来は、そこに看板を立てるには管理者の許可を得なきゃいけないんです。それをしないで勝手に置いて、そのままずっと置くんですね。そうしたものはやはり撤去しなければならないと思います。

北原会長： ありがとうございます。

どの世界においてもという言い方はおかしいのかもしれませんが、アウトローの業者さんがいて、一部のそういう方々の行為が、一生懸命やっている方たちに迷惑をかけているということだと思います。

よろしいでしょうか。

事務局：資料の訂正をします。お手元にお配りしている資料で、広告物の許可件数のところですが、改造が251件で更新が18件となっております、逆でございます。更新が251件、改造が18件でございます。

申し訳ありません。訂正をお願いいたします。

畔上委員：もうひとつ質問、高本委員に直接よろしいですか。

県警では、これの今まで一連のデータや流れが保存されていると思うんですけども、こうした違反は減っていたりするのでしょうか。

高本委員：それはないと思います。

畔上委員：傾向としても変わりませんか。

高本委員：相変わらず変わりません。変わったのは、客引きが看板じゃなくて人になったという点です。この点も、県警としては、県条例を変えて取り締まりを強化して、客引きが減りました。そのせいで、また看板が増えているのかなと感じています。

畔上委員：私どもの地域では、警察の少年ボランティアと称する団体がありまして、張り紙とか張り札を取っていらっしゃるんですけども、一向にはり紙はなくならない。これはどうしてなのでしょう。

高本委員：それは多分、営利の部分があるからでしょう。

ただ、千葉市さんと一緒に県警も、全部取っ払います。一番多くやるのが選挙前ですね。

中野委員：あと、はり紙とかはり札とかというのは、看板業者ではなく、印刷屋さんで、作っているのではないかと思います。

高本委員：いろんな業者さんがいると思います。

畔上委員：やはり、良好な景観形成はなかなか大変なことだと感じます。そのように見込めない部分をどうしようかなと悩ましいです。

中野委員：罰則はどの程度のものがあるんですか。

高本委員：例えば、この屋外広告物条例の他に、軽犯罪法があります。しかし、軽犯罪法は、現場を押えて、一斉に全部やってしまわなきゃいけない。これが一番最初に始まったのは、ピンクビラ、公衆電話に貼ってあったやつですね。あれを一掃しようということで始まりました。ですが、この軽犯罪法だけではできないんで、屋外広告物条例でもやり始めたんです。

作った人が悪いということは、私は申し上げていません。問題は、設置した人が片づけないのが一番悪いと思っています。

北原会長：話は尽きないようですが、よろしいでしょうか、先へ進んでも。

ありがとうございます。

報告の3に進ませていただきます。千葉市都市文化賞について、事務局、お願いします。

事務局： 続きまして、報告3の都市文化賞につきまして報告いたします。

まず、平成25年度の選考結果でございます。

既に、昨年の12月に公表しており、リーフレット等を皆様にお配りしておりますので御存じかと思いますが、正式にこの審議会への報告が済んでおりませんでしたので、この場をお借りいたしまして報告したいと存じます。

まず、推薦件数、応募件数は33件ございました。これらを9月15日の第1次審査にて、16件を選考いたしました。その後、10月20日に2次審査ということで、現地で審査いたしまして、14件を表彰することを決定いたしました。

表彰した案件につきましては、お手元のリーフレットをごらんいただきたいと思っております。優秀賞として9件、入選として5件を表彰いたしました。

この表彰式及びシンポジウムは、昨年の12月19日に生涯学習センターホールにて行いまして、副市長による表彰式の後、栗生先生をはじめとして、表彰選考部会の委員の皆様にご出席賜りまして、受賞した物件の設計者とのパネルディスカッションなどを開催いたしました。

引き続きまして、今年度の都市文化賞について報告いたします。

先月の5月15日に表彰選考部会を開催いたしまして、今年度の応募要領や今後のスケジュール等を決定いたしました。今年度の募集期間は、例年どおり、来月7月1日から8月31日までの2カ月となります。また、今年度より対象部門は2つにいたしました。昨年まで、これまでは景観、建築、小道具、まちづくりの4部門ございましたけれども、今年度は小道具とまちづくりを景観部門に統合し、景観部門と建築部門の2部門といたしました。

これによりまして、よりわかりやすく、市民に親しまれる賞となるよう努めてまいりますのでございます。

また、本日は、皆様のお手元に応募要領と推薦用紙を10部ずつお配りしてございます。まことに大変恐縮ではございますが、皆様の周辺の方々にご周知いただきますようお願い申し上げます。

また、何かよい物件等を御存じでしたらぜひともご推薦いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

以上でございます。

北原会長： どうもありがとうございます。

都市文化賞、昨年度の報告と本年度の進行状況のご説明、また、協力のお願いがありましたが、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

畔上委員： 昨年は、日程の関係でなかなか協力できなかったんですけども、今年は早速、10枚、20枚と言わず、相当いただいて、事務局に送っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

北原会長： ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特になければ、これで報告事項の3点、終わりました。

次第、先へ進ませていただきます。

7のその他ということですが、事務局でその他何かございますか。

事務局： その他といたしまして、3点ほどご報告させていただきます。

まず、1点目でございますが、LED映像広告物への対処についてでございます。

前回の審議会でもご説明いたしました、LED映像広告物が設置されるようになってまいりました。これに伴いまして、近隣住民や自動車のドライバーなどから、まぶしいというお話をいただいております。現在のところ、これらのLED広告を原因とする事故等は発生しておりませんが、こうした映像広告が氾濫いたしますと、交通安全に影響するとともに、景観を阻害することにもなりかねませんので、適切な制限が求められることとなります。

しかしながら、現在の屋外広告物条例では、LED広告に対する基準は大きさのみとなっております。まぶしさや映像の移り変わりなどに対しましては、特段の基準を設けておりません。

広告物の制限は、経済活動の自由や表現の自由といった基本的な人権の保障と公共の福祉とのバランスをとって行う必要がございますので、そういった点を考慮しつつ、今後も継続して有効な制限のあり方につきまして検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目でございますが、広告宣伝用自動車への対応がございます。

こちら、以前より課題として説明を行ってきたものでございます。その派手さや大音量の音楽等により、周辺景観への悪影響や、ほかのドライバーへの危険性につながりかねないという課題がございます。

このような広告宣伝車につきましては、基本的に、地域内に本拠地を構えている場合に制限の対象とすることができますが、他都市に本拠地が登録されている場合は、たとえ市内を走っていても、制限をすることが難しいものとなっております。

本市では、まだそれほど多く見られませんが、問題になるほど多くはございませんけれども、東京都におきましては、都内を走る宣伝車の約7割が東京都外の車であるということで、東京都は、本市を含め、周辺自治体に宣伝車の制限をするよう要請を出しております。それと同時に、東京都外の宣伝車に対しましても、東京屋外広告物協会が実施するデザイン審査を受けることができるような制度に変えるよう、話を進めているということで、東京都の広告物の担当部署より、千葉市内の事業者にも、本件について周知してほし

いという要請を受けておりますので、ホームページや窓口等において周知を行ってまいりたいと考えております。

次の画面でございますけれども、最後になります。3点目でございますが、千葉駅前の広告物の掲出についてでございます。

これにつきましては、先ほど議題の中で若干お話し申し上げましたが、歩道や道路にある施設などを利用する際は、屋外広告物等の許可とは別に、土木事務所等に道路占用の許可を受ける必要がございます。

原則として、広告物には道路占用の許可はおりないものとされてきましたが、平成23年に都市再生特別措置法という法律が改正されて、にぎわいの創出などのためであれば道路占用許可がおりるという特例がされるようになりました。

本市におきましても、この制度を活用し、千葉駅前東口広場にあるモノレールの支柱や街路灯の道路施設に広告物を出すことが計画されております。

しかしながら、屋外広告物条例では、これらは禁止物件となっておりますので、他方では許可されるのに広告物としては禁止という、非常に矛盾した状況が生まれております。

そこで、本市におきましては、先ほど議事にありました屋外広告物条例の改正のうち、公共の福祉に資する広告物として、本件を対応していきたいと考えております。

それに先立ちまして、社会実験として、本市のまちづくり推進課の主導のもと、広告物を掲出していくこととなっております。今後、アンケート調査等を行いまして、屋外広告物条例では禁止物件とされているものの景観への影響や、歩行者の印象といったものを調べまして、調査検討をした上で、制度に生かしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

北原会長： ご苦労さまでした。

LED広告、広告宣伝用の自動車、それから、千葉駅前の社会実験についてご報告いただきましたが、ご質問、ご意見、ございますか。

高本委員： 1点だけ。街路灯バナーは、産業支援課と維持管理課が持ってきた話ですよ。これ、ちょっと難しい話になりますが、道路管理者が権利を発生するときは、私ども警察で許可を出す道路使用も考慮する必要があります。バナーは上につるすだけですので、交通等への影響は問題ないのでしょうか、下につけるやつは、捨て看板になりませんか。そうすると通行に支障が出たりしますので、そう簡単に許可できるものではないかと思えます。

その点をクリアできれば、先ほど室長が言われた屋外広告物とのバランスはありますけれども、私は営利目的でもいいのかなという気がします。

また、景観に合うか合わないかの問題は、先ほど一番最初に言った色等の問題だと思います。

北原会長： ご指摘の点、事務局、よろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

また色々な話、事態が、次々に生じると思いますので、その都度、よろしく願いいたします。

長時間にわたり、熱心にご検討いただき、貴重なご意見をありがとうございました。これで、進行を司会に返します。

事務局： 北原会長、委員の皆様、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、第5回千葉市景観総合審議会を閉会いたします。

本日はまことにありがとうございました。

－ 以上 －

午後4時00分 閉会